

- 道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検を実施
- 現在2巡目の4年目まで完了しており、橋梁 約86%、トンネル 約74%、道路附属物等 約76%を実施済
- 令和4年度の点検実施率は、橋梁 約23%、トンネル 約17%、道路附属物等 約13%

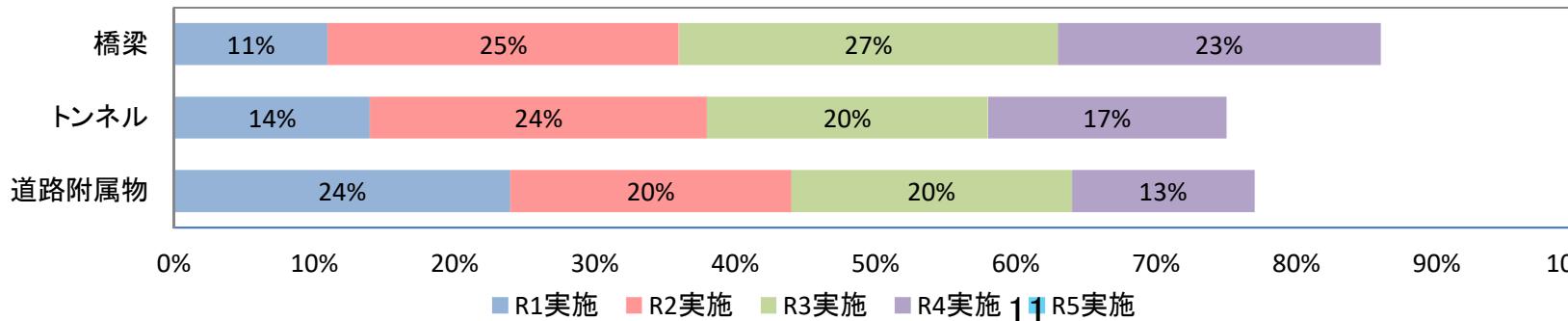
## <<平成26・27・28・29・30、令和元・2・3・4年度の実施速報>>

### 【令和4年度 点検状況(全体)】

道路施設	管理 施設数	点検実施数					1巡目 実施率	管理 施設数	点検実施数				2巡目 実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	R3	R4	
橋梁	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,918	100%	30,309	3,413	7,531	8,136	6,973	86%
トンネル	375	53	86	59	50	127	100%	402	55	94	82	68	74%
道路附属物等	2,117	357	548	311	393	480	99%	2,109	507	394	417	276	76%

### 【橋梁点検状況(管理者別)】

道路施設	管理 施設数	点検実施数					1巡目 実施率	管理 施設数	点検実施数				2巡目 実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	R3	R4	
国土交通省	1,240	315	213	274	268	170	100%	1,491	324	249	368	379	89%
高速道路会社	1,315	316	337	163	213	286	100%	1,305	353	248	204	297	84%
兵庫県(公社含)	4,856	141	1,169	1,345	1,054	1,147	100%	4,953	641	1,157	1,102	1,079	80%
神戸市(公社含)	2,333	80	268	960	685	340	100%	2,343	250	393	723	678	87%
市町(神戸市以外)	20,139	1,347	4,593	5,655	5,571	2,973	100%	20,217	1,845	5,484	5,739	4,540	87%
合計	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,916	100%	30,309	3,413	7,531	8,136	6,973	86%



- ※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
- ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
- ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

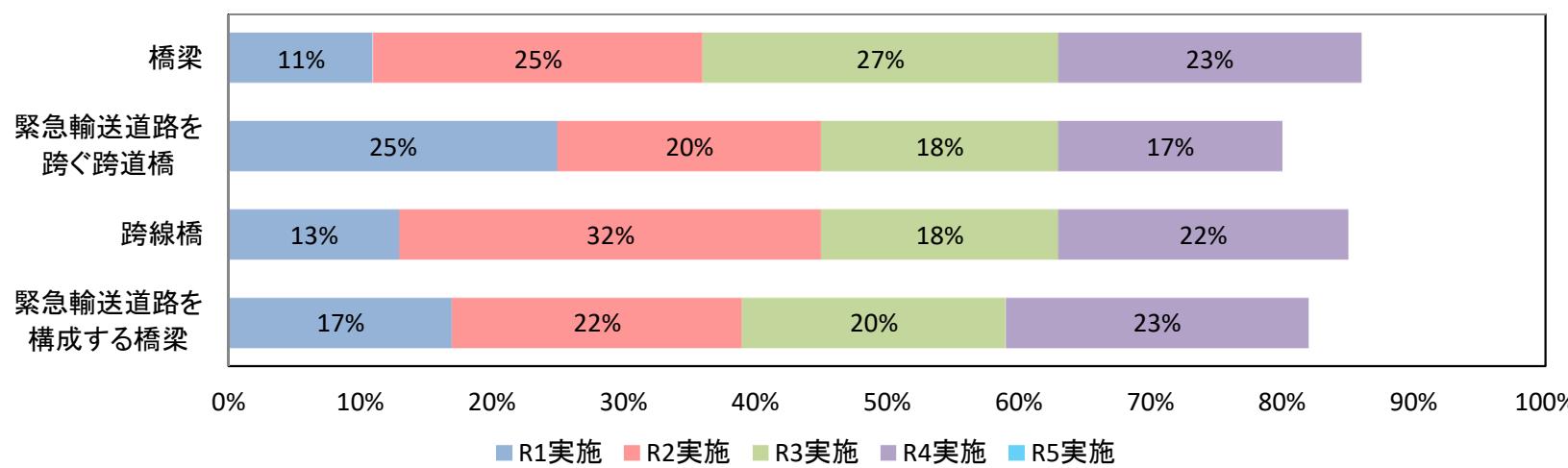
注: R5.6月末時点

# 令和4年度点検実施速報(橋梁)

○最優先で点検すべき橋梁の令和4年度の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約17%、跨線橋約22%、緊急輸送道路を構成する橋梁約23%である。

<<最優先で点検すべき橋梁の平成26・27・28・29・30、令和元・2・3・4年度の実施速報>>

管理者	管理施設数	点検実施数					1巡回実施率	管理施設数	点検実施数				2巡回実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	R3	R4	
全橋梁	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,918	100%	30,309	3,413	7,531	8,136	6,973	86%
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	659	174	127	102	101	155	100%	669	169	140	117	110	80%
跨線橋	276	37	60	48	49	82	100%	272	38	86	48	59	85%
緊急輸送道路を構成する橋梁	4,474	720	1,004	947	824	979	100%	4,587	851	1,012	920	1,034	83%



- ※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
- ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
- ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注: R5.6月末時点

## <橋梁の点検方針>

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・跨線橋
- ・緊急輸送道路を構成する橋梁

# 令和4年度点検実施速報(橋梁)

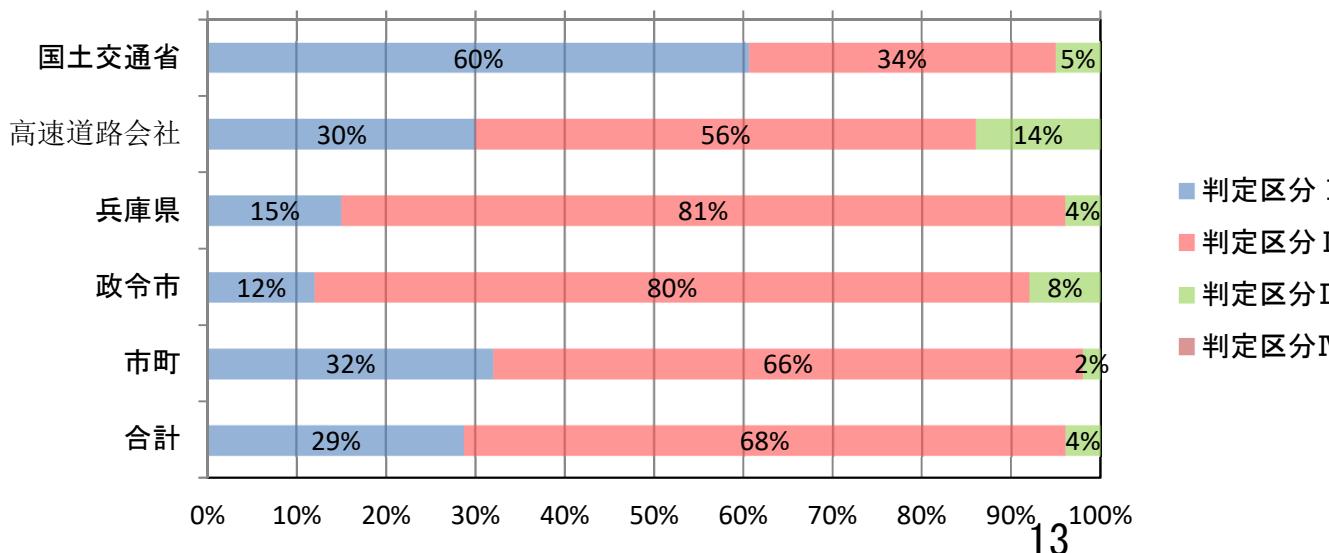
○令和4年度については、点検実施数に対して、判定区分IV（緊急に措置を講すべき状態）は 1橋（0%）、判定区分III（早く措置を講すべき状態）は 272橋（4%）、さらに判定区分II（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 4,712橋（68%）

## <<令和4年度管理者別点検速報（橋梁）>>

管理者	管理施設数	R4 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,491	379	229	130	20	0
高速道路会社	1,305	297	89	167	41	0
兵庫県(公社含)	4,953	1,079	157	874	48	0
神戸市(公社含)	2,343	678	82	544	52	0
市町(神戸市以外)	20,217	4,540	1,431	2,997	111	1
合計	30,309	6,973	1,988	4,712	272	1

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。

※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



- ※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
- ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
- ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注: R5.6月末時点

# 令和4年度点検実施速報(トンネル)

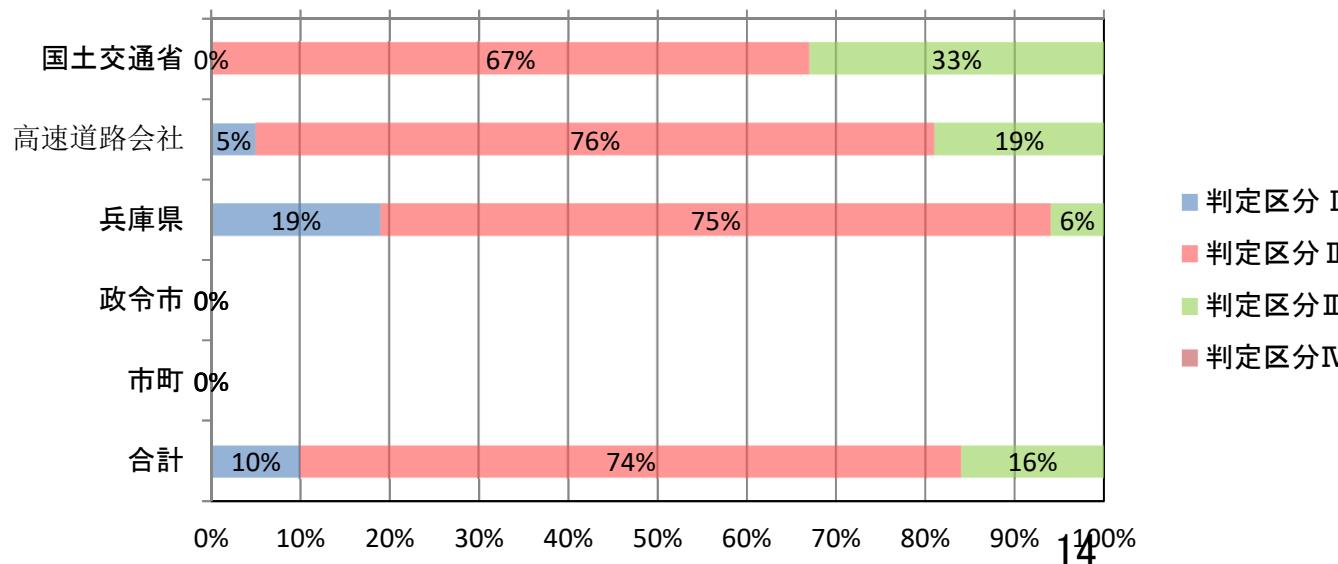
○令和4年度については、判定区分IV（緊急に措置を講ずべき状態）は0本（0%）で該当なく、判定区分III（早く措置を講ずべき状態）は11本（16%）、さらに判定区分II（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は50本（74%）

## <<令和4年度管理者別点検速報（トンネル）>>

管理者	管理施設数	R4 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	54	15	0	10	5	0
高速道路会社	144	21	1	16	4	0
兵庫県(公社含)	130	32	6	24	2	0
神戸市(公社含)	45	0	0	0	0	0
市町(神戸市以外)	29	0	0	0	0	0
合計	402	68	7	50	11	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。

※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。

※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注: R5.6月末時点

# 令和4年度点検実施速報(道路附属物等)

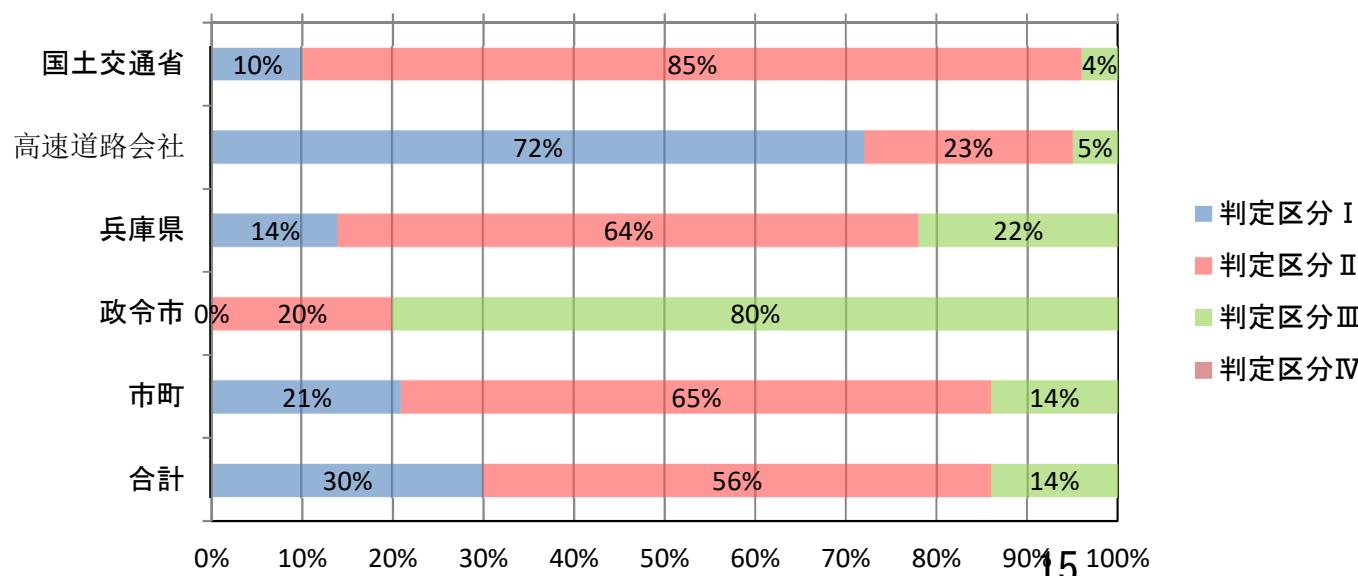
○令和4年度については、判定区分IV（緊急に措置を講ずべき状態）は0基（0%）で該当なく、判定区分III（早く措置を講ずべき状態）は39基（14%）、さらに判定区分II（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は155基（56%）

## <<令和4年度管理者別点検速報（道路附属物等）>>

管理者	管理施設数	R4 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	454	48	5	41	2	0
高速道路会社	930	74	53	17	4	0
兵庫県(公社含)	271	106	15	68	23	0
神戸市(公社含)	291	5	0	1	4	0
市町(神戸市以外)	163	43	9	28	6	0
合計	2,109	276	82	155	39	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。

※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



- ※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
- ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
- ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注: R5.6月末時点